

# 第4章 騒音

## 第1節 騒音の現況

### 1 騒音苦情の状況

騒音は、悪臭と同様感覚的なものであり、日常生活に最も関係が深い公害です。

発生源の種類としては、工場・事業場、工事業、交通、営業・サービス業、家庭生活に伴う騒音など多様です。

平成13年度における騒音苦情件数は85件であり、発生源別にみると表3-4-1のとおりで、営業・サービス業、工事業、工場・事業場が特に多くなっています。

表3-4-1 騒音の発生源別苦情件数（平成13年度）

発 生 源		件 数	割合（％）
工 場 ・ 事 業 場		20	23.5
工 事 業		21	24.7
交 通	自 動 車	2	2.4
	航 空 機	0	0
	鉄 道	0	0
営 業 ・ サ ー ビ ス 業	カラオケ	4	4.7
	そ の 他	26	30.6
家 庭 生 活		5	5.9
そ の 他		7	8.2
計		85	100.0

### 2 騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています〔平成10年9月30日環境庁告示第64号（資料編P389参照）〕。

本県においては、同法第16条第2項の規定に基づき、平成14年3月宮崎県告示第192号で宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、田野町、佐土原町、南郷町、三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高原町、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、北川町及び高千穂町の9市20町について、騒音に係る環境基準の地域類型指定を行っています。

### 3 自動車交通騒音の現況

騒音に係る環境基準の類型指定が行われている9市20町のうち、20地点で監視測定を行いました。

(県測定10地点、市測定10地点)

地域の騒音を代表すると思われる20測定地点のうち、全時間帯区分とも環境基準を達成していたのは11地点、全時間帯区分とも未達成は5地点でした。

また、時間区分別では昼間の方が達成率がよくなっています。

(表3-4-2、表3-4-3(資料編P326参照))

表3-4-2 類型別環境基準達成状況(平成13年度)

類型	近接する道路の車線数	測定 地点数	時間区分別達成状況			
			昼間	夜間	全日	
			達成数	達成数	達成数	未達成数
B	2車線	4	3	3	3	1
	4車線	2	1	0	0	1
	小計	6	4	3	3	2
C	2車線	8	6	5	5	1
	4車線	6	4	3	3	2
	小計	14	10	8	8	3
計		20	14	11	11	5
環境基準達成率			70%	55%	55%	

#### 4 航空機騒音

##### (1) 空港及び飛行場

本県には、宮崎空港と新田原飛行場の二つの飛行場があり、その概要は表3-4-4のとおりです。

表3-4-4 宮崎空港及び新田原飛行場の概要 (平14年3月31日現在)

項目	宮崎空港	新田原飛行場
所在地	宮崎市赤江	児湯郡新富町新田
設置管理者	国土交通省	防衛施設庁
種別	第二種B	第一種相当
面積	183 ha	376ha
滑走路	2,500m × 45m	2,700m × 45m
利用機種	民間定期航空機 B747、B767、DC9、M81、JS3、 B777、B737、A300、A320、A321、SA、MD90 航空大学校 ビーチクラフト式(95-B55、A36)	F15、F4 T-33、MU2 V107、T4

##### (2) 航空機騒音に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「航空機騒音に係る環境基準」が定められています(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)。

本県においては、同法第16条第2項の規定に基づき、平成14年3月宮崎県告示第193号で宮崎市、西都市、清武町、佐土原町及び新富町について、地域指定を行っています(資料編P390参照)。

##### (3) 測定方法

ア 測定機 航空機騒音自動測定機(リオンNA-31、NA-33)

イ 測定条件 70dB(A)以上の騒音が5秒以上続く騒音を航空機騒音として記録します。

ウ 評価方法

イの条件で算式1により、1日ごとの値(単位:WECPNL)を算出し、この値を1週間を単位として算式2により週平均WECPNLを算出し評価します。

算式1 
$$1日ごとの値 = dB(A) + 10 \log N - 27$$

(注) 1 dB(A): 1日のすべてのピークレベルをパワー平均したもの

2 
$$= N_2 + 3N_3 + 10(\frac{1}{N_1} + \frac{1}{N_4})$$

N<sub>1</sub>: 0時から7時までの機数

N<sub>2</sub>: 7時から19時までの機数

N<sub>3</sub>: 19時から22時までの機数

N<sub>4</sub>: 22時から24時までの機数

$$\text{算式 2} \quad \overline{\text{WECPNL}} = 10 \log_{10} \left( \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{\text{WECPNL}(i)}{10} \right) - 10 \log n$$

(注) 1  $\overline{\text{WECPNL}}$  = 週平均WECPNL  
 2 n = 有効測定日数

WECPNLとは  
 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level  
 (荷重等価平均感覚騒音レベル)の略で、「うるささ指数」と呼ばれることもあります。  
 CAO(国際民間航空機構)で提案された単位で、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウエイトづけして加味したものです。

(4) 平成13年度航空機騒音監視測定結果の概要

環境基準の類型指定が行われている、宮崎空港について2地点(常時監視1、移動監視1)、新田原飛行場について3地点(常時監視1、移動監視2)において監視測定を行いました。

ア 宮崎空港

測定地点の月見ヶ丘六次センター及び第一池田台団地とも、ほぼ滑走路の西方延長線上にあります。

航空機騒音の年平均値は、ほぼ横ばいで推移しています。

イ 新田原飛行場

測定地点である新富町役場は飛行場の東側、佐土原地区公民館は南側、西都市役所は西側にあります。

新富町役場は、飛行場に最も近く、しかも滑走路の東方延長線の近くにあるため、他の2地点に比べ、航空機騒音を受けやすい位置にあります。

新田原飛行場は宮崎空港と違い飛行形態が変則的であるため、年平均値も若干の変動がみられますが、ほぼ横ばいで推移しているといえます(表3-4-5)。

表3-4-5 航空機騒音測定結果(WECPNL)

	測定地点	所在地	滑走路中心からの距離(km)	用途地域	年平均値					環境基準(類型区分)	環境基準適合状況
					平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度		
宮崎空港	月見ヶ丘六次センター	宮崎市月見ヶ丘3-17-1	西へ2.4 南へ0.3	第一種低層住居専用地域	75.4	75.2	75.5	75.4	75.0	70( )	×
	第一池田台団地	清武町南加納1450-27	西へ4.6 南へ0.3	第一種低層住居専用地域	66.0	67.2	67.6	68.8	68.4	70( )	
新田原飛行場	新富町役場	新富町上富田7491	東へ1.9 南へ0.6	第一種住居地域	75.2	76.2	75.4	76.2	76.0	75( )	×
	佐土原地区公民館	佐土原町上田島1680	西へ0.6 南へ2.2	近隣商業地域	68.9	72.7	70.7	68.6	66.8	75( )	
	西都市役所	西都市聖陵町2-27	西へ2.7 北へ0.9	近隣商業地域	73.3	71.1	71.1	71.7	71.0	75( )	

印は移動監視による測定結果

## 第2節 騒音の防止対策

### 1 騒音規制法に基づく規制

騒音規制法では、工場・事業場騒音、建設作業騒音及び自動車騒音について規制が行われており、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（宮崎市の規制地域の指定については、宮崎市長）が行い、指定地域内の規制事務を市町村長が行うこととしています。

平成14年3月末現在、本県の規制地域の指定状況は、9市23町となっています（資料編P391参照）。

なお、規制地域は都市計画法に基づく用途地域についてはその区分に準じて、また、用途地域以外の地域については土地利用状況等を勘案して指定されており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化等に応じて見直しを図ることとしています。

平成13年度は、見直し地域はありませんでした。

#### (1) 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音についての規制対象は、指定地域内において政令で定められた特定施設を設置している工場・事業場（特定工場等といいます。）で、特定施設の届出状況は表3-4-6及び表3-4-7（資料編P327参照）のとおりです。

特定工場等には指定地域ごとに規制基準が定められており（資料編P392参照）、市町村長はこの規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときには、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができることとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

#### (2) 建設作業騒音

建設作業で規制対象となるものは、指定地域内において行われる政令で定められた特定建設作業です。特定建設作業には届出義務が課せられており、平成13年度の届出状況は、表3-4-8のとおりとなっています。

特定建設作業には、規制基準が定められており（資料編P393参照）、市町村長は、この基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、その作業の施工者に対し、騒音防止方法に基づき改善や作業時間の変更を勧告、命令することができることとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

建設作業騒音については、建設作業自体が一時的なもので短時間で終了するのが通例であり、さらに場所の代替性がない場合が多く、対策も取り難いですが、施工方法の改良、建設機械の低騒音化といった面での技術開発が進められており、生活環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、低騒音工法を積極的に採用していく指導をしています。

表3 - 4 - 8 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況（平成13年度）

市町村	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	西都市	三股町	高崎町	高千穂町	計
作業の種類											
くい打機等を使用する作業	4	36	2	2	4	1		2	1		52
びょう打機を使用する作業											
さく岩機を使用する作業	8		1			1					10
空気圧縮機を使用する作業	5		4								9
コンクリートプラント等を設けて行う作業											
バックホウを使用する作業	5						1			1	7
トラクターショベルを使用する作業											
ブルドーザーを使用する作業		2									2
計	22	38	7	2	4	2	1	2	1	1	80

また、平成9年度からの特定建設作業の届出数の推移は、表3 - 4 - 9のとおりです。

表3 - 4 - 9 特定建設作業の届出数の推移

年度	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
作業の種類					
くい打機等を使用する作業	37	36	22	24	52
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	12	12	11	10	10
空気圧縮機を使用する作業	7	18	10	17	9
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	1	1	1	0
バックホウを使用する作業	29	27	6	12	7
トラクターショベルを使用する作業	4	2	2	1	0
ブルドーザーを使用する作業	1	3	1	2	2
計	92	99	53	67	80

### (3) 自動車騒音

騒音規制法第17条によると、指定地域内の自動車騒音（資料編P394参照）が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長は県公安委員会に対し交通規制等の措置を要請するものとされ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対し道路の部分の構造の改善等自動車騒音の低減に資する事項に関して意見を述べるができることとされています（平成13年度要請件数実績：0件）。

## 2 宮崎県公害防止条例に基づく規制

宮崎県公害防止条例では、深夜営業騒音について規制しています。

深夜営業騒音については、昭和57年3月31日に宮崎県公害防止条例が改正され、昭和57年7月1日から規制されています（資料編P394～P395参照）。

規制は、音量制限及び音響機器の使用時間制限となっており、市町村長は規制基準に適合しないことにより、又は、音響機器の使用時間の制限に違反することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときには、改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができることとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

なお、県公害防止条例における工場・事業場騒音及び建設作業騒音についての規制は、平成12年3月31日までで廃止されました。